

株 主 各 位

兵庫県尼崎市西大物町5番2号
(本社 大阪市北区中之島三丁目2番
18号住友中之島ビル2階)
株 式 会 社 ア ル ト ナ ー
代表取締役社長 関 口 相 三

第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成24年4月25日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | | |
|-----------------|---|--|-------|
| 1. 日 | 時 | 平成24年4月26日（木曜日） | 午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪市北区梅田三丁目1番1号
ホテルグランヴィア大阪 20階 鳳凰の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) | |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 第50期（平成23年2月1日から平成24年1月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件 | |
| 決議事項
議 案 | | 剰余金の配当の件 | |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.artner.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成23年2月1日から  
平成24年1月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、上期は平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、生産設備の損壊、サプライチェーンの寸断、電力供給の制約等から生産活動が大きく低下いたしました。下期は東日本大震災の影響による供給面の制約が和らぐ中で、景気は緩やかながらも持ち直しの動きが続いております。先行きについては、急激な円高の進行、海外経済の減速の影響等により、下振れするリスクが存在しており、注視していく必要があります。

このような状況の中、当社の技術者派遣事業においては、東日本大震災の影響として、一時的に労働工数は減少したものの、顧客企業において次世代製品の開発が活発となり、技術者のニーズが高まりました。その結果、緊急営業対策で拡大した派遣領域に配属した人員、また、非稼働人員が、従来の設計・開発業務へ順調にシフトし、稼働人員が前期と同水準になるとともに、技術者単価を回復することができました。こうした収益環境の改善を受け、凍結していた賞与の支給を再開いたしました。

これらの結果、当事業年度の業績は、売上高3,693,337千円（前期比7.4%増）、営業利益207,944千円（前期比101.1%増）、経常利益210,791千円（前期比67.5%増）、当期純利益196,962千円（前期比63.1%増）となりました。

(売上高の内訳)

業種別及び事業別の売上高は、下記表のとおりであります。

(業種別)

| 業種別(産業分類) | 売上高(千円)   | 構成比(%) |
|-----------|-----------|--------|
| 電気機器      | 1,960,865 | 53.1   |
| 輸送用機器     | 654,738   | 17.7   |
| 精密機器      | 528,326   | 14.3   |
| 機械        | 351,457   | 9.5    |
| 鉄鋼・非鉄・金属  | 104,791   | 2.9    |
| 情報・通信     | 43,439    | 1.2    |
| サービス      | 25,829    | 0.7    |
| 石油・ゴム・窒業  | 8,274     | 0.2    |
| 食品        | 5,511     | 0.2    |
| 繊維・バルブ・紙  | 4,888     | 0.1    |
| その他製造     | 4,782     | 0.1    |
| その他       | 432       | 0.0    |
| 合計        | 3,693,337 | 100.0  |

(事業別)

| 事業別     | 売上高(千円)   | 構成比(%) |
|---------|-----------|--------|
| 技術者派遣事業 | 3,434,997 | 93.0   |
| 請負事業    | 257,907   | 7.0    |
| その他の事業  | 432       | 0.0    |
| 合計      | 3,693,337 | 100.0  |

記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨て、構成比については小数第二位を四捨五入にて表記しております。

- ② 設備投資の状況  
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                   | 第 47 期<br>(平成21年1月期) | 第 48 期<br>(平成22年1月期) | 第 49 期<br>(平成23年1月期) | 第 50 期<br>(当事業年度)<br>(平成24年1月期) |
|---------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                            | 5,293,000            | 3,301,079            | 3,437,347            | 3,693,337                       |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 (△) (千円)   | 198,774              | △525,222             | 120,732              | 196,962                         |
| 1株当たり当期純利益金額又は<br>1株当たり当期純損失金額(△) (円) | 225.39               | △595.56              | 136.90               | 74.45                           |
| 総 資 産 (千円)                            | 1,742,425            | 1,265,253            | 1,252,707            | 1,359,348                       |
| 純 資 産 (千円)                            | 1,036,914            | 441,137              | 562,090              | 732,547                         |
| 1株当たり純資産額 (円)                         | 1,175.77             | 500.21               | 637.36               | 276.89                          |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 平成23年2月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社の主要事業である技術者派遣事業は、採用活動、教育活動、サポート活動、営業活動というサイクルで構成されております。今後の事業拡大のため、当社が対処すべき課題は、下記のとおりであります。

(経営全般について)

##### ① 顧客企業の業種構成の最適化について

当社の売上高において、顧客企業の電気機器業界の構成比が高い割合で推移しております。当社では、特定の顧客企業や業種に偏らないように、新規開拓営業の強化を図り、顧客企業の業種構成の最適化に努めてまいります。

##### ② 適正な利益の確保について

当社においては、顧客企業に派遣する技術者を基本的に正社員雇用し、スキルアップに専念できる環境を整備しております。そのため、技術者が非稼働となった場合にも労務費が発生することとなります。技術者の稼働率が著しく低下すると、売上高が減少し、労務費の割合が上昇し、利益率の低下を招くこととなります。積極的な営業活動によって、技術者単価及び稼働率の維持向上に尽力し、適正な利益の確保に努めてまいります。

##### ③ ブランド力の強化について

当社は、学会での論文発表、大学の教授との共同での技術教本の作成、大学での非常勤講師等の実施、また、当社の技術者による顧客満足度の向上により、業界内でのブランド力の強化に努めてまいります。

(採用活動について)

##### ① 採用基準の改善について

当社は、顧客企業から必要とされる専門課程のバックグラウンド、コミュニケーション能力を備えた人材を獲得するため、専門テスト、人物評価の見直し等の採用基準の改善に努めてまいります。

##### ② 採用機会の確保について

当社は、求人ウェブサイトでの情報掲載及びホームページへの導線強化、全国の理工系大学の就職支援担当者・教授からの人材紹介、大学内外でのセミナー開催、ハローワーク訪問などを通じて、採用機会の確保に努めてまいります。

③ 技術者の分野別構成の最適化について

当社は、技術者が特定の分野に偏らないように、機械設計開発、電気・電子設計開発、ソフトウェア開発の分野別構成の最適化に努めてまいります。

また、今後成長が見込まれる化学・物理分野、衛星通信分野への対応を踏まえ、市場リサーチに努めてまいります。

(サポート活動について)

① 内定者の入社率向上について

当社は、新卒採用の入社辞退防止のため、採用担当者が定期的に大学及び内定者に細かいフォローを行うとともに内定者懇親会等の開催により、内定者の入社率向上に努めてまいります。

② 技術者の定着率向上について

当社は、顧客企業へ配属後も、営業担当者、教育担当者による技術者との定期的な面談により、個人ごとの希望や実情に応じた指導やアドバイス、顧客評価のフィードバックなどを実施しております。また、メンタルヘルスケアの専属のカウンセラーが常時対応しております。モチベーション向上と人間的成長をバックアップし、技術者の定着率向上に努めてまいります。

(教育活動について)

① 研修体制の整備について

当社は、顧客ニーズに対応するため、主要都市に研修拠点を構え、顧客企業とのリレーション強化を図っております。また、現場での経験豊富な技術者が研修担当者として、指導に当たっております。顧客ニーズに応じて、必要ツールの導入を検討し、研修体制の整備に努めてまいります。

② 研修内容の向上について

当社は、長年積み重ねた経験と顧客ニーズにより構築した一般・社外実務・基礎・応用・キャリア研修等を実施することで技術者のスキルアップに努めております。また、全社員向けの研修会である能力開発セミナーにおいて、技術力と人間力の向上を目的とした講座を開催し、管理職者向けには、人間づくり研修を開催しております。技術力と人間力を兼ね備えた技術者の育成のため、研修内容の向上に努めてまいります。

(営業活動について)

① 派遣先の確保について

当社は、顧客ニーズに対応するため、主要都市に営業拠点を構え、顧客企業とのリレーション強化を図っております。顧客の開発ニーズ、開発プランに応じて、技術者を人選し迅速に派遣し、顧客ニーズに応じて、請負の編成、チーム派遣を提案してまいります。また、新規開拓営業力の強化を図り、派遣先の確保に努めてまいります。

② 派遣条件の向上について

当社は、地域別、業種別、顧客別、業務別などの収益分析を実施し、適切な技術者の配置を行い、常に顧客企業との交渉に努め、技術者単価の増額等の派遣条件の向上に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成24年1月31日現在)

当社は、機械設計、電気・電子設計、ソフトウェア開発等の人材派遣・請負業務及び人材紹介事業を業務とし、関東地区、関西地区、中部地区に主要拠点を置き、事業展開を行っております。当社の技術者派遣事業は、顧客企業から設計開発の業務要請に応じ、「派遣契約」と「請負契約」を締結して行っております。派遣契約は、「労働者派遣法」に基づき、顧客企業との契約期間(3・6・12ヶ月)により個別に対応しております。また、顧客企業から依頼のある正社員雇用の要望に対しては、「職業安定法」に基づき有料職業紹介事業にて対応しております。



(6) 主要な事業所 (平成24年1月31日現在)

| 名 称               | 所 在 地         |
|-------------------|---------------|
| 大 阪 本 社           | 大 阪 市 北 区     |
| 東 京 本 社           | 横 浜 市 港 北 区   |
| 横 浜 事 業 所         | 横 浜 市 港 北 区   |
| 名 古 屋 事 業 所       | 名 古 屋 市 中 村 区 |
| 大 阪 事 業 所         | 大 阪 市 北 区     |
| 宇 都 宮 事 業 所       | 栃 木 県 宇 都 宮 市 |
| ラ ー ニ ン グ セ ン タ ー | 大 阪 府 吹 田 市   |

(7) 使用人の状況 (平成24年1月31日現在)

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 558名    | 73名減      | 30.4歳   | 6.2年        |

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、登録社員数は含まれておりません。  
2. 使用人数が前事業年度末に比べ73名減少したのは、新規採用の抑制及び自己都合退職等によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成24年1月31日現在)

| 借 入 先                     | 借 入 額     |
|---------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 135,037千円 |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行         | 131,900千円 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行       | 95,042千円  |

- (注) 当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入極度額4億円のコミットメントライン契約を株式会社りそな銀行と締結しております。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（平成24年1月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 9,000,000株

(注) 平成23年2月1日付にて実施した株式分割（1株を3株に分割）に伴い、発行可能株式総数は6,000,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 2,646,000株

(注) 平成23年2月1日付にて実施した株式分割（1株を3株に分割）に伴い、発行済株式の総数は1,764,000株増加しております。

(3) 株主数 826名

(4) 大株主（上位10名）

| 株主名            | 持株数        | 持株比率   |
|----------------|------------|--------|
| 株式会社関口興業社      | 1,235,000株 | 46.68% |
| アルトナー従業員持株会    | 412,412    | 15.58  |
| 大阪中小企業投資育成株式会社 | 120,000    | 4.53   |
| 張替朋則           | 56,600     | 2.13   |
| 奥坂一也           | 54,400     | 2.05   |
| アルトナー役員持株会     | 41,500     | 1.56   |
| 横田成昭           | 24,600     | 0.92   |
| 江上洋二           | 19,288     | 0.72   |
| 藤本佳嗣           | 17,200     | 0.65   |
| 秋元博幸           | 16,000     | 0.60   |

(注) 持株比率は自己株式（363株）を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成24年1月31日現在)

| 名 称                                                 | 第2回新株予約権                |
|-----------------------------------------------------|-------------------------|
| 保有人数<br>当社取締役（社外役員を除く）<br>当社社外取締役（社外役員に限る）<br>当社監査役 | 2名<br>一名<br>一名          |
| 発行決議の日                                              | 平成17年6月17日              |
| 新株予約権の数                                             | 915個                    |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                                    | 普通株式                    |
| 新株予約権の目的となる株式の数                                     | 10,980株（注）2.            |
| 行使価額                                                | 217円                    |
| 新株予約権の行使の条件                                         | （注）1.                   |
| 有利な条件の内容                                            | 無償                      |
| 行使期間                                                | 平成19年7月1日から平成24年6月30日まで |

#### （注）1. 新株予約権の行使の条件

- ・本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、会社または関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員 の地位を有しているものとする。ただし、会社の取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。
  - ・本新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。
  - ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
  - ・その他の条件については、取締役会決議並びに株主総会決議に基づき、会社と対象取締役との間で締結する「株式会社アルトナー 新株予約権付与契約書」に定めるところによる。
2. 平成19年6月22日付で普通株式1株につき4株の割合で、平成23年2月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (平成24年1月31日現在)

| 会社における地位  | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                     |
|-----------|-----------|----------------------------------|
| 代表取締役社長   | 関 口 相 三   |                                  |
| 取 締 役     | 奥 坂 一 也   | エンジニア事業本部長                       |
| 取 締 役     | 張 替 朋 則   | 管理本部長                            |
| 取 締 役     | 江 上 洋 二   | ヒューマンリソース事業本部長兼ハイパー<br>アルトナー事業部長 |
| 常 勤 監 査 役 | 三 谷 高 昭   |                                  |
| 監 査 役     | 金 井 博 基   | 金井税理士総合事務所所長<br>株式会社継栄クリニック代表取締役 |
| 監 査 役     | 福 室 孝 三 郎 |                                  |

- (注) 1. 監査役三谷高昭、金井博基及び福室孝三郎の3氏は、社外監査役であります。
2. 監査役三谷高昭、金井博基及び福室孝三郎の3氏を株式会社大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役金井博基氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

### (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員     | 支 給 額                  |
|--------------------|-------------|------------------------|
| 取 締 役              | 4 名         | 64,358千円               |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 5 名<br>(5名) | 18,930千円<br>(18,930千円) |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 9 名<br>(5名) | 83,288千円<br>(18,930千円) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成7年5月31日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成7年5月31日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の支給人員及び支給額には、平成23年4月22日開催の第49期定時株主総会最終の時をもって退任した社外監査役2名を含んでおります。

### (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
監査役金井博基氏は金井税理士総合事務所所長及び株式会社継栄クリニック代表取締役を兼務しております。なお、当社と当該法人等との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

|               | 活 動 状 況                                                                                                                                                                                                                |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 三 谷 高 昭   | 当事業年度に開催された取締役会31回及び監査役会25回のうち、監査役に就任した平成23年4月22日以降に開催された取締役会23回及び監査役会20回すべてに出席いたしました。<br>取締役会において、常勤監査役の立場から情報収集と監査環境の整備充実に努めるとともに、長年にわたる経理業務の経験から、意思決定の適法性・妥当性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。 |
| 監査役 金 井 博 基   | 当事業年度に開催された取締役会31回のうち30回に出席し、監査役会25回すべてに出席いたしました。<br>取締役会において、税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。                                                                   |
| 監査役 福 室 孝 三 郎 | 当事業年度に開催された取締役会31回及び監査役会25回のうち、監査役に就任した平成23年4月22日以降に開催された取締役会23回及び監査役会20回すべてに出席いたしました。<br>取締役会において、経営者としての幅広い経験と技術分野の専門性を活かし、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。                   |

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 支 払 額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額         | 19,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 19,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制を以下のとおり決議しております。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 代表取締役を議長とするコンプライアンス・リスク管理会議を設置し、法令及び定款遵守の周知徹底と実行を図る体制を構築しております。
- ② 取締役、監査役及び従業員その他当社の業務に従事する者を対象とした内部通報制度を整備しております。その制度では守秘義務を負う通報委員会を通報先とし、通報者に対する不利益な取扱を禁止し、法令等違反行為を未然に防止または速やかに認識するための実効性を確保しております。
- ③ 当社は、他の業務執行部門から独立した内部監査室による内部監査を実施しており、内部監査を通じて各部門の内部管理体制の適切性・有効性を検証し、その改善を促すことにより、使用人の職務執行の適法性を確保しております。

### (2) 財務報告の適正性を確保する体制

- ① 取締役及び従業員は「財務報告に係る内部統制の基本方針」を遵守した業務執行により財務報告の適正性を確保しております。
- ② 取締役、監査役及び従業員は、財務報告の適正性を確保するための体制の円滑な運営を実行しております。
- ③ 内部監査室は、財務報告の適正性を確保する体制の運用を監査しております。

### (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報・文書は、「文書管理規程」をはじめとする諸規程及びそれに関する各情報管理体制マニュアルに従い適切に保存及び管理の運用を実施しております。
- ② これらの情報については、内部監査室による内部監査等により、保存及び管理が適切になされていることを確認しております。

#### (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、「当社におけるリスク管理のあり方」を策定し、各種リスクを統括管理するための体制を明確にしております。
- ② 当社は、同方針に基づき、経営上のリスクを分類・定義し、リスクの種類毎に担当部門がリスク状況の把握・分析等を行い、コンプライアンス・リスク管理会議によって各種のリスクを統括管理する体制を整備しており、リスク種類毎の管理及び対策はコンプライアンス・リスク管理会議にて明確にし、管理しております。
- ③ 代表取締役社長直属の内部監査室が内部監査計画に基づき監査を担当しており、内部監査室は必要に応じ、監査の実施方法・実施項目の検証を行い、必要があれば監査方法の改定を行っております。

#### (5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月2回開催しております。第1回開催を業績取締役会とし、第2回を定時取締役会とし、必要に応じて臨時に取締役会を開催しております。なお、取締役会の権限範囲等は、「取締役会規程」において明確にしております。
- ② 取締役による効率的な業務運営を確保するため、「組織規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」及び「業務分掌（職務権限）明細表」を定め、その他社内規程を整備しております。
- ③ 取締役、本部長及び部長を主な構成員とする経営会議を設置して毎月1回開催しております。経営会議は、業績取締役会及び定時取締役会付議事項の討議、諮問を実施し、各取締役会への報告・提案の取り纏めを行っております。

#### (6) 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

該当する親会社及び子会社はありません。



- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 当社は監査役の要請がある場合には、監査役の職務を補助する使用人を選任できることとしております。
  - ② 当該使用人の任免・異動・人事評価に関しては、監査役の同意を必要としております。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役会の他、経営会議等重要な会議に監査役は出席しており、取締役から業務執行状況の報告を受けております。
  - ② 前記の重要な会議に付議されない重要な社内稟議、決裁書及び報告書等について、監査役は閲覧し、必要に応じ内容の説明を受けております。
  - ③ 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役の職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報制度に基づき通報された事実、その他監査役監査のため求められた事項を監査役に報告しております。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役及び内部監査室長は監査役監査の環境整備等について、監査役との十分な協議、検討の機会を設け、監査の実効性確保に努めております。
  - ② 監査役は監査役監査の実効性を確保するため、監査体制の整備等について要請をしております。
  - ③ 内部監査部門である内部監査室、法令遵守及び各種リスクの統括管理を担当する部門は、監査役と定期的に会合を持ち、対処すべき課題等について意見を交換しております。
  - ④ 監査役が監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士その他の外部アドバイザーを任用することができることとしております。

#### (10) 反社会的勢力による被害防止のための基本方針

- ① 当社は、企業の社会的責任を果たし、企業防衛を図るため、反社会的勢力との関係を一切遮断します。
- ② 当社は、反社会的勢力による不当要求がなされた場合、法的手段を持って毅然とした態度で対応します。
- ③ 当社は、「反社会的勢力との関係を遮断するための体制」を反社会的勢力対応マニュアル等に基づき、組織的に対応します。
- ④ 当社は、反社会的勢力による不当要求に備え、平素から外部の専門機関と緊密な連携関係を構築し、反社会的勢力による不当要求がなされた場合にその対応方法を相談または対応を要請します。
- ⑤ 当社は、いかなる理由があっても、反社会的勢力との裏取引、資金提供等一切の便宜を図る行為をいたしません。
- ⑥ 当社は、取締役、監査役及び従業員に対し、定期的に「反社会的勢力との関係を遮断するための体制」について注意喚起を行い、周知を図ります。

#### (11) 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況

- ① 当社は、管理本部長の下、対応統括部署として総務グループが反社会的勢力からの不当要求防止に努めております。
- ② 当社は、弁護士及び警察OBとの顧問契約を結び、専門機関との連携を図っております。
- ③ 当社は、総務グループにおいて管理本部長と共同して、弁護士から適宜、指導、アドバイスを受け、不良情報をデータベース化し、必要に応じて取締役会にその内容を報告し、各部署で対応を検討するとともにコンプライアンス・リスク管理会議においても検討しております。
- ④ 当社は、反社会的勢力対応マニュアルを全社員に配布し、周知を図っております。
- ⑤ 当社は、総務グループが社内研修等の場において定期的に注意喚起を行っております。

本事業報告上の記載金額及び株式数等は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成24年1月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>  |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,162,987</b> | <b>流動負債</b>    | <b>347,357</b>   |
| 現金及び預金          | 714,096          | 1年内返済予定の長期借入金  | 149,892          |
| 売掛金             | 389,689          | 未払金            | 47,921           |
| 仕掛品             | 3,803            | 未払費用           | 37,495           |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,879            | 未払法人税等         | 6,880            |
| 前払費用            | 31,145           | 未払消費税等         | 38,202           |
| 未収入金            | 17,431           | 預り金            | 6,479            |
| その他             | 7,741            | 賞与引当金          | 59,616           |
| 貸倒引当金           | △2,800           | その他            | 869              |
| <b>固定資産</b>     | <b>196,361</b>   | <b>固定負債</b>    | <b>279,444</b>   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>99,838</b>    | 長期借入金          | 212,087          |
| 建物              | 31,658           | 繰延税金負債         | 39               |
| 構築物             | 44               | 退職給付引当金        | 64,232           |
| 工具、器具及び備品       | 6,845            | その他            | 3,086            |
| 土地              | 61,289           | <b>負債合計</b>    | <b>626,801</b>   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>14,176</b>    | <b>(純資産の部)</b> |                  |
| ソフトウェア          | 12,521           | <b>株主資本</b>    | <b>732,413</b>   |
| 電話加入権           | 1,654            | 資本金            | 237,087          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>82,347</b>    | 資本剰余金          | 167,137          |
| 投資有価証券          | 757              | 資本準備金          | 167,137          |
| 出資金             | 1,250            | <b>利益剰余金</b>   | <b>328,409</b>   |
| 長期前払費用          | 198              | 利益準備金          | 10,460           |
| 敷金及び保証金         | 79,245           | その他利益剰余金       | 317,949          |
| その他             | 895              | 別途積立金          | 40,000           |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,359,348</b> | 繰越利益剰余金        | 277,949          |
|                 |                  | <b>自己株式</b>    | <b>△220</b>      |
|                 |                  | 評価・換算差額等       | 133              |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金   | 133              |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>   | <b>732,547</b>   |
|                 |                  | <b>負債純資産合計</b> | <b>1,359,348</b> |

# 損 益 計 算 書

（平成23年2月1日から  
平成24年1月31日まで）

（単位：千円）

| 科 目                     | 金 額    |           |
|-------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                   |        | 3,693,337 |
| 売 上 原 価                 |        | 2,592,310 |
| 売 上 総 利 益               |        | 1,101,027 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 893,082   |
| 営 業 利 益                 |        | 207,944   |
| 営 業 外 収 益               |        |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 105    |           |
| 助 成 金 収 入               | 3,129  |           |
| そ の 他                   | 8,641  | 11,876    |
| 営 業 外 費 用               |        |           |
| 支 払 利 息                 | 6,899  |           |
| そ の 他                   | 2,130  | 9,029     |
| 経 常 利 益                 |        | 210,791   |
| 特 別 利 益                 |        |           |
| 従 業 員 親 睦 会 清 算 益       | 14,444 | 14,444    |
| 特 別 損 失                 |        |           |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 264    |           |
| 退 職 給 付 制 度 改 定 損       | 24,745 | 25,010    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 200,225   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 3,262  | 3,262     |
| 当 期 純 利 益               |        | 196,962   |

# 株主資本等変動計算書

(平成23年2月1日から)  
(平成24年1月31日まで)

(単位：千円)

|                                 | 株 主 資 本 |         |           |                   |         |         |
|---------------------------------|---------|---------|-----------|-------------------|---------|---------|
|                                 | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利 益 剰 余 金 |                   |         | 利益剰余金計  |
|                                 |         | 資本準備金   | 利益準備金     | その他利益剰余金<br>別途積立金 | 繰越利益剰余金 |         |
| 平成23年1月31日残高                    | 237,087 | 167,137 | 10,460    | 40,000            | 107,442 | 157,902 |
| 事業年度中の変動額                       |         |         |           |                   |         |         |
| 剰余金の配当                          |         |         |           |                   | △26,456 | △26,456 |
| 当期純利益                           |         |         |           |                   | 196,962 | 196,962 |
| 自己株式の取得                         |         |         |           |                   |         |         |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中の<br>変動額（純額） |         |         |           |                   |         |         |
| 事業年度中の変動額合計                     | —       | —       | —         | —                 | 170,506 | 170,506 |
| 平成24年1月31日残高                    | 237,087 | 167,137 | 10,460    | 40,000            | 277,949 | 328,409 |

|                                 | 株 主 資 本 |         | 評 価 ・ 換 算 等<br>評 差 額 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------------|---------|---------|----------------------|-----------|
|                                 | 自 己 株 式 | 株主資本合計  | その他有価証券<br>評価差額金     |           |
| 平成23年1月31日残高                    | △200    | 561,927 | 162                  | 562,090   |
| 事業年度中の変動額                       |         |         |                      |           |
| 剰余金の配当                          |         | △26,456 |                      | △26,456   |
| 当期純利益                           |         | 196,962 |                      | 196,962   |
| 自己株式の取得                         | △20     | △20     |                      | △20       |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中の<br>変動額（純額） |         |         | △29                  | △29       |
| 事業年度中の変動額合計                     | △20     | 170,486 | △29                  | 170,457   |
| 平成24年1月31日残高                    | △220    | 732,413 | 133                  | 732,547   |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 14～26年

工具、器具及び備品 4～10年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年1月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### (4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、翌事業年度の支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

（追加情報）

当社は、平成23年6月1日に退職給付制度の改定を行い、適格退職年金制度から確定拠出年金制度及び退職一時金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。

本移行に伴い、特別損失として24,745千円を計上しております。

#### （5）その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

#### （6）会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準の適用）

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

## 2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 69,959千円

## 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

### （1）発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 882,000株   | 1,764,000株 | 一株         | 2,646,000株 |

（注）普通株式の発行済株式の増加1,764,000株は、平成23年2月1日付の株式分割によるものであります。

### （2）自己株式の種類及び数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 100株       | 263株       | 一株         | 363株       |

（注）普通株式の自己株式の増加263株は、平成23年2月1日付の株式分割による増加200株、単元未満株式の買取りによる増加63株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

| 決議                | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|-------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成23年9月7日<br>取締役会 | 普通株式  | 26,456         | 10              | 平成23年7月31日 | 平成23年10月7日 |

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-------|-----------------|------------|------------|
| 平成24年4月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 26,456         | 利益剰余金 | 10              | 平成24年1月31日 | 平成24年4月27日 |

(4) 当事業年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数に関する事項

普通株式 10,980株

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |            |
|--------------|------------|
| 繰延税金資産       |            |
| 未払事業税        | 1,477千円    |
| 未払費用         | 4,398千円    |
| 賞与引当金        | 24,221千円   |
| 退職給付引当金      | 22,860千円   |
| 貸倒引当金        | 1,137千円    |
| 減損損失         | 9,271千円    |
| 繰越欠損金        | 65,250千円   |
| その他          | 798千円      |
| 繰延税金資産小計     | 129,416千円  |
| 評価性引当額       | △129,416千円 |
| 繰延税金資産合計     | 一千円        |
| 繰延税金負債       |            |
| その他有価証券評価差額金 | △39千円      |
| 繰延税金負債合計     | △39千円      |
| 繰延税金負債の純額    | △39千円      |



(追加情報)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.6%から、平成25年2月1日に開始する事業年度から平成27年2月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については38.0%に、平成28年2月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.6%となります。この税率変更による影響額は僅少であります。

## 5. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年1月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

### (1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

|           | 取得価額相当額  | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 |
|-----------|----------|------------|---------|
| 工具、器具及び備品 | 9,369千円  | 7,339千円    | 2,030千円 |
| ソフトウェア    | 5,098千円  | 4,078千円    | 1,019千円 |
| 合計        | 14,467千円 | 11,417千円   | 3,049千円 |

### (2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

|     |         |
|-----|---------|
| 1年内 | 2,953千円 |
| 1年超 | 159千円   |
| 合計  | 3,113千円 |

### (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

|          |         |
|----------|---------|
| 支払リース料   | 2,972千円 |
| 減価償却費相当額 | 2,893千円 |
| 支払利息相当額  | 49千円    |

### (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### (5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。有利子負債は、流動性リスクに晒されておりますが、資金計画から必要な手元資金水準を定め、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、取引金融機関とコミットメントライン契約を締結し、当該リスクを管理しております。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は市場価格がないため、合理的に算定された価額によっております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年1月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

|               | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)   | 差額 (千円) |
|---------------|------------------|-----------|---------|
| (1) 現金及び預金    | 714,096          | 714,096   | —       |
| (2) 売掛金       | 389,689          | 389,689   | —       |
| 資産計           | 1,103,785        | 1,103,785 | —       |
| (1) 長期借入金 (*) | 361,979          | 359,897   | △2,081  |
| 負債計           | 361,979          | 359,897   | △2,081  |

(\*) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分      | 貸借対照表計上額 (千円) |
|---------|---------------|
| 敷金及び保証金 | 79,245        |

敷金及び保証金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 276円89銭

1株当たり当期純利益金額 74円45銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成24年3月12日

株式会社 アルトナー

取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 近 藤 康 仁 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 畑 孝 英 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルトナーの平成23年2月1日から平成24年1月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 第50期 監査報告書

当監査役会は、平成23年2月1日から平成24年1月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条の各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年3月14日

株式会社アルトナー 監査役会  
常勤社外監査役 三谷高昭 ㊞  
社外監査役 金井博基 ㊞  
社外監査役 福室孝三郎 ㊞

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 議 案 剰余金の配当の件

第50期の期末配当につきましては、株主の皆様への安定的な利益還元を考慮し、1株につき10円とさせていただきたいと存じます。

これにより、第50期の年間配当金は、先に実施いたしました中間配当金10円を含め、1株につき20円となります。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき普通配当を金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は26,456,370円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年4月27日といたしたいと存じます。

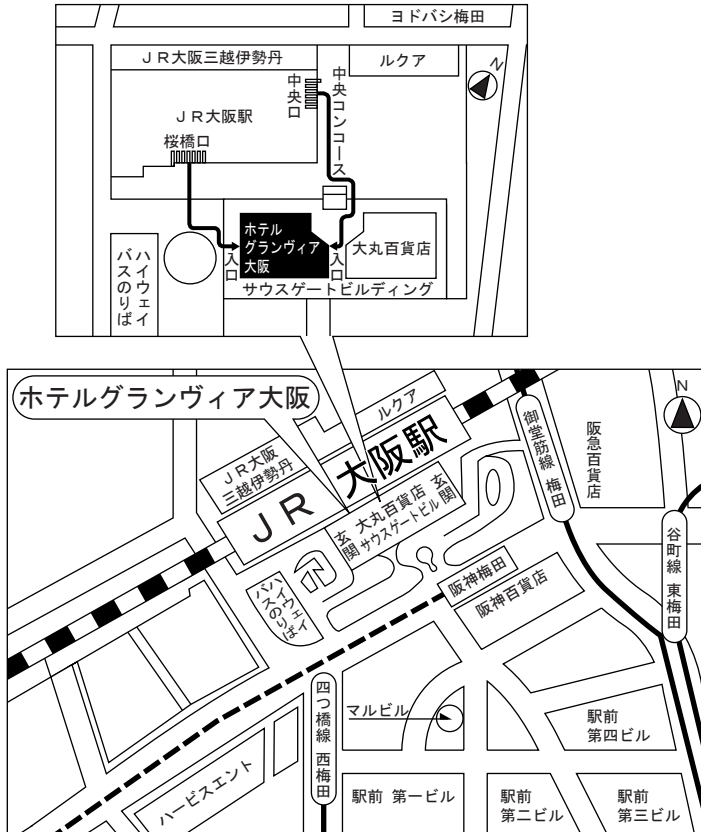
以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

# 株主総会会場ご案内図

会場：大阪市北区梅田三丁目1番1号  
ホテルグランヴィア大阪 20階 鳳凰の間  
TEL 06-6344-1235



交通 JR大阪駅 中央口または桜橋口出てすぐ